

「オーガニックアクション宣言企業」ロゴマーク使用要領

第1条 趣旨

この要領は、「オーガニックアクション宣言企業」登録要領第5条第1項の規定により登録を受けた企業が、専用ロゴマーク（図1）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2条 使用の届出

ロゴマークの使用を希望する場合、使用届出書（別記様式第1号）を木更津市オーガニックシティプロジェクト推進協議会（以下、「推進協議会」という。）に提出するものとする。

第3条 届出内容の追加・変更

ロゴマークの使用届出内容に追加・変更があった場合、追加・変更届出書（別記様式第2号）を推進協議会に提出するものとする。

第4条 使用条件

ロゴマークの使用料は無料とする。ただし、推進協議会が不相当と認めるときは、使用することができない。

2 ロゴマークは、基本デザインを縮小又は拡大して使用することとし、次のいずれかに変更して使用することはできない。

(1)縦横比率の変更、バランスの変更、文字やその他書き加えや消去・省略

(2)色の変更（ただし、黒色単色で使用する場合を除く。）

第5条 使用の是正・停止

推進協議会は、前条の条件が遵守されていないと判断されるときは、是正の指導を行うことができるものとする。

2 前項の指導によっても是正されないときは、ロゴマークの使用停止を求めることができるものとする。

第6条 使用状況の報告

推進協議会からロゴマークの使用状況等について報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。

第7条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年3月28日から施行する。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

図1

